

2003年10月3日

各位

明治生命保険相互会社

長期継続のご契約に係る「特別配当」の追加支払いについて

明治生命保険相互会社（社長 金子亮太郎）では、今般、転換、延長定期保険・払済保険への変更が行なわれた契約の一部において、特別配当が過少に支払われていたことが明らかになり、対象のお客さまに追加支払いをさせていただくこととなりましたので、ご報告いたします。

一般に、長期継続の生命保険契約（有配当）については、毎年の決算期ごとにお支払いする「通常配当」とは別に、死亡・満期等の消滅時にお支払いする「特別配当」がありますが、本件は、この「特別配当」に関するものです。

このような事態が生じ、ご契約者および関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

弊社では、事態の判明以降、お客さまへの一刻も早いお支払いを行なうべく、事実関係の確認、対象となるご契約の確定、原因究明等を進めてまいりましたが、このたび、その全容が明らかになるとともに、お客さまへの追加支払いのための準備が整いましたので、ご報告いたします。

また、本件の対応の過程においては、リスクに関する社内の報告態勢に不備があったと認識しており、弊社のリスク管理・コンプライアンス上の重大な問題として、重く受けとめております。

今後は、ご迷惑をおかけしたお客さまへのお支払手続きに誠心誠意対応させていただくとともに、このような事態が二度と起こらぬよう、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

<目次>

| | |
|-----------|-----|
| 1. 概要 | 2 頁 |
| 2. 経緯 | 4 頁 |
| 3. 原因 | 5 頁 |
| 4. 今後の対応 | 6 頁 |
| 5. 再発防止策 | 7 頁 |
| 6. 決算への影響 | 7 頁 |
| 7. 社内処分 | 7 頁 |

1. 概要

ア. 特別配当の仕組み

- ・生命保険会社の配当には、毎年の決算期ごとに支払われる通常配当と、一定期間以上継続した契約が死亡・満期等で消滅したときに支払われる特別配当があります。
- ・一部の保険種類の契約においては、将来の特別配当の支払いを安定的かつ確実に行なえるよう、財源の一部について保険金買増方式（買い増しされる保険は「払済特殊養老保険」といいます）による事前積立が実施されています。
- ・保険契約を転換、延長定期保険・払済保険へ変更（※）した場合、当該契約の将来の特別配当の財源として買い増しされている「払済特殊養老保険」は、転換後、延長・払済変更後の契約に引継ぎ・管理されます。

※「転換制度」とは、保障内容を見直す方法のひとつで、現在ご加入の契約を利用して、新しい契約（転換後契約）に加入する制度です。「延長定期保険への変更」とは、保険料の払込みを中止し、返戻金をもとに、死亡保障だけの定期保険に変更することです。「払済保険への変更」とは、保険料の払込みを中止し、返戻金をもとに、保険期間を変えないで、元の契約と同じ種類の保険または養老保険に変更することです。

- ・契約の消滅（死亡・満期等）時には、配当計算の過程において、当該契約の消滅時責任準備金に配当率を乗じて算出される「消滅時特別配当」と、その財源の一部として事前積立された「払済特殊養老保険」の額（※）の大小が比較され、いずれか大きい方が特別配当として支払われます。

※比較対象となる「払済特殊養老保険」の額は、消滅事由により異なり、死亡・満期の場合はその保険金額、解約の場合は解約返戻金額となります。

イ. 具体的な内容

- ・本件は、弊社において転換、延長・払済変更前の元契約の「払済特殊養老保険」が、転換、延長・払済変更後の契約に正しく引継ぎ・管理されていなかったため、2003年3月以前に消滅または延長・払済変更した契約の一部について、「特別配当」が過少に支払われており、このたび、正当額との差額を追加でお支払いさせていただくものです。

- ・追加支払いの件数 125,312 件
（ご参考：2003年3月末 個人保険・個人年金保険 保有件数 7,328,125 件）

- ・追加支払いの金額 1,610,523,104 円
（このほか、遅延利息等を約4億円お支払いします）

(ご参考)

①支払金額別の内訳等

| 区分 | | 件数 (単位：件) | 占率 | 累計 |
|---------------|---------------|--------------|-------|--------|
| | 5,000 円未満 | 66,661 | 53.2% | 53.2% |
| 5,000 円以上 | 10,000 円未満 | 23,542 | 18.8% | 72.0% |
| 10,000 円以上 | 30,000 円未満 | 24,007 | 19.2% | 91.1% |
| 30,000 円以上 | 100,000 円未満 | 9,470 | 7.6% | 98.7% |
| 100,000 円以上 | 500,000 円未満 | 1,499 | 1.2% | 99.9% |
| 500,000 円以上 | 1,000,000 円未満 | 91 | 0.1% | 100.0% |
| 1,000,000 円以上 | | 42 | 0.0% | 100.0% |

| 最多件数金額帯 (1,000 円単位) | 区分 | 件数 (占率) |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| | 1,000 円以上 2,000 円未満 | 18,880 件 (15.1%) |

| | |
|------------|----------|
| 1 件あたり平均金額 | 12,852 円 |
|------------|----------|

| | |
|------|-------------|
| 最高金額 | 6,841,450 円 |
|------|-------------|

(注) 最高金額のご契約は、法人のご契約で、長期にご継続いただいた複数の契約をまとめて転換し、満期保険金 1 億 7,000 万円の養老保険にご加入いただいたケースです。

②事由別の内訳

| 事由 | 件数 (単位：件) | 金額 (単位：円) |
|------------|-----------|---------------|
| 転換 | 116,009 | 1,542,530,315 |
| 延長定期保険への変更 | 785 | 7,199,189 |
| 払済保険への変更 | 8,518 | 60,793,600 |
| 合計 | 125,312 | 1,610,523,104 |

(注) 「転換」は、転換後に延長定期保険への変更が行なわれたり、払済保険への変更後に転換が行なわれた契約等、その原因に転換を含むものの合計。

2. 経緯

- ・安田生命保険相互会社との合併に向けた統合作業の一環として、関連部において弊社の転換の実務の精査を行っていたところ、2002年8月15日、弊社の転換契約のなかに、特別配当が過少に支払われていた事例が発見されました。原因を調査したところ、転換前の元契約の「払済特殊養老保険」が、転換後契約に正しく引継ぎ・管理されていなかったことが判明しました。
- ・関連部は適正な支払いを確保することを最優先とし、システム改訂に着手しました。改訂作業の過程で、延長定期保険・払済保険へ変更した契約についても「払済特殊養老保険」の管理に一部不備があることが判明し、その対応についても同改訂作業に含めることとしました。
- ・2003年4月に改訂システムが稼動し、以降に消滅または延長・払済変更した契約について適正な支払いが開始されました。なお、この時点において、事務リスク統括組織および関連部の担当役員に、報告はなされておりました。
- ・2003年度に入り、金融庁検査に伴い検査部門による調査を行なったところ、関連部が、社内のリスク管理上必要な報告をしないまま、対応を行なっていることが判明しました。
- ・これを受け、5月22日、社長およびお客さまサービス担当役員へ、直ちに報告がなされました。翌日、リスク管理・コンプライアンス統括組織である「リスク管理・コンプライアンス委員会」を緊急開催し、同委員会下に特別対策チームを設置しました。
- ・同チームにおいて、2003年3月以前に消滅または延長・払済変更し追加支払いが必要と思われる対象契約を調査した結果、概算で件数が10万件以上、金額が10億円以上におよび、お客さまに多大なご迷惑をおかけしていることが判明しました。
- ・その後、追加支払いが必要な契約の確定、個別契約ごとの追加支払額の算出、専用コールセンターの設置など、お客さまへの追加支払いのための準備を行ないました。
- ・その結果、お客さまへの追加支払いのための準備が整い、本日（10月3日）よりお詫び状と支払案内の順次発送を開始しました。

3. 原因

ア. 「払済特殊養老保険」引継ぎ・管理の不備

- ・転換、延長定期保険・払済保険へ変更した契約の「払済特殊養老保険」の引継ぎ・管理に不備があったこと。
- ・事由別（転換、延長・払済変更）の典型的な原因・流れは、以下のとおりです。

a. 転換の場合

転換前の元契約の「払済特殊養老保険」が、転換後の契約に正しく引き継がれなかった結果、配当計算上、転換前契約の払済特殊養老保険をゼロと判定してしまい、「消滅時特別配当」と「払済特殊養老保険」の大小比較に誤りが生じ、正当額より少なく支払われてしまいました。

b. 延長定期保険の場合

延長定期保険への変更によって元契約の満期保険金が減少した場合、「払済特殊養老保険」の保険金もその減少割合に応じて減少しますが、「払済特殊養老保険」の管理に一部不備があったため、変更時に支払われるべき減少部分の解約返戻金が支払われておりませんでした。

c. 払済保険の場合

払済保険への変更によって元契約の保険金が減少した場合、「払済特殊養老保険」の保険金もその減少割合に応じて減少しますが、「払済特殊養老保険」の管理に一部不備があったため、変更時に支払われるべき減少部分の解約返戻金が支払われておりませんでした。

イ. リスク発生の未然防止策が不十分であったこと

- ・環境の変化により業務の見直し・変更が必要となる案件や、将来顕在化する可能性のあるリスクの洗い出しが不十分であったこと。

4. 今後の対応

ア. お客さまへのお知らせ

- ・対象のご契約につきましては、本日 10 月 3 日より、ご契約者、またはお受取人宛てに、お詫び状とお手続き方法・金額等を記載した支払案内を、順次、郵送にてご案内いたします（万一ご案内が不着となった場合には、役所照会等の調査を行ない、再度ご案内いたします）。

イ. お手続きの流れ

- ・お客さまにはお手数をおかけいたしますが、上記ご案内に同封いたしました「特別配当金のお受取口座確認書」を返信用封筒にてご返送いただき、弊社に到着次第、追加支払金（※）をお客さまご指定の口座にお振込みいたします。

※追加支払金には、本来お支払いすべきであった日から追加お支払い日までの遅延利息（年複利 6%）を付利させていただいております。

- ・お振込みが完了いたしましたら、別途その旨のご案内を送付させていただきます。

ウ. 専用窓口の設置

- ・本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。

| |
|-------------------------------|
| 名 称 : 明治生命 支払サービスセンター |
| 電話番号 : 0120-147-825 (フリーダイヤル) |
| 受付時間 : 午前9時～午後6時 (土・日・祝日を除く) |

なお、本日 10 月 3 日（金）ならびに 4 日（土）、6 日（月）～10 日（金）は、午前 9 時～午後 8 時まで受け付けております。

5. 再発防止策

ア. 業務執行部における業務改善（未然防止策）

- ・今後の事務リスク未然防止策として、お客さま対応業務を中心に、本社各部の事務リスク総点検を実施
- ・特にシステムについては、環境の変化等で変更が必要となった案件の洗い出しを行っており、同時に、変更の必要性を発見した時の報告ルール等を整備・明確化
- ・併せて、時期到来開発案件（祝金等、発生が後日となる案件のシステム開発）管理強化のため、従来の開発チームごとの管理から部レベルに管理を一元化する態勢を強化

イ. 事務・システムリスク管理態勢の見直し、リスク管理・コンプライアンス研修の実施

- ・重大なリスク発生時の適正な対応について、社内に周知徹底
- ・事務・システムリスク分科委員会の機能状況の監督を強化するため、リスク管理・コンプライアンス委員会への報告を充実させるとともに事務リスク統括部署、システムリスク統括部署への社内検査を強化
- ・リスク管理・コンプライアンス意識高揚のため、コンサルティング会社を活用し、役員、部長等の管理者層向けの研修を実施
- ・本社職員向けにはイントラネットを活用したリスク管理・コンプライアンス教育、確認テストを実施

6. 決算への影響

- ・今期（2003年度）決算において、お客さまに追加でお支払いする「払済特殊養老保険」にかかわる保険金等支払金の金額は約16億円（別途、遅延利息等約4億円をお支払い）ですが、弊社の経常利益、基礎利益などの水準から、今期決算に与える影響はほとんどないと考えております。

<ご参考> 2002年度決算数値

経常利益 1,299億円、基礎利益 2,592億円

7. 社内処分

- ・関係者の厳正な社内処分を2003年10月2日付で実施いたしました。

以上